

「輸入貿易管理規則第2条第1項第1号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」の廃止案等に対する意見募集について

令和3年2月8日  
経済産業省貿易管理課

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）等に基づき輸入割当品目となっている水産物（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和41年通商産業省告示第170号）の一の表の第1に掲げる品目。以下同じ。）については、現在、①輸入割当証明書の交付（経済産業省本省が申請窓口）を受け、②当該輸入割当証明書に基づき輸入承認証の交付（各経済産業局等（地方局）が申請窓口）を受けることとなっています。

今般、申請手続の合理化の観点から、輸入割当て及び輸入承認を同時に申請・交付する見直しを行うこととし、輸入割当て及び輸入承認の事務を経済産業省本省で一元的に実施します。また、輸入割当品目である水産物以外の品目に係る輸入承認証の有効期間の延長の手続についても、当該輸入の承認を行った窓口で一元的に実施することとする等のため、関連規程の整備を行うこととしました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見（パブリック・コメント）の募集をいたします。

## 2. 意見募集対象

- ・ 輸入貿易管理規則第2条第1項第1号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物（令和元年経済産業省告示第107号）の廃止案
- ・ 輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について（平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号）の一部改正案
- ・ 輸入承認の内容変更について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第21号）の一部改正案
- ・ 輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号）の一部改正案
- ・ 輸入承認証の再交付手続について（平成12年3月31日付け輸入注意事項12第22号）の一部改正案
- ・ 輸入承認証の分割について（平成19年7月12日付け輸入注意事項19第30号）の一部改正案
- ・ 輸入割当証明書の記載要領について（平成7年12月22日付け7貿局第611号）の一部改正案
- ・ 輸入割当事務処理要領について（平成7年12月12日付け7貿局第610号）の一部改正案
- ・ 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出

注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)の一部改正案

### 3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口 (e-Gov) における掲載

### 4. 意見募集期間 (意見募集開始日及び終了日)

令和3年2月8日 (月) ~令和3年3月9日 (火)

FAX、電子メールの場合は午後5時まで、郵送の場合は終了日必着。

### 5. 意見提出先・提出方法

別紙の御意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

なお、電話での御意見の受付には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

#### ○電子メールの場合

電子メールアドレス : pb\_bouekikanri8@meti.go.jp

(件名を「輸入貿易管理規則第2条第1項第1号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」の廃止案等に対する意見」としてください。)

#### ○郵送の場合

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課 パブリックコメント担当 宛て

#### ○FAXの場合

FAX番号 : 03-3501-5896

### 6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課 パブリックコメント担当 宛て

「輸入貿易管理規則第2条第1項第1号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」の廃止案等に対する意見

【氏名】	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
【住所】	
【電話番号】	
【FAX番号】	
【電子メールアドレス】	
【ご意見】	
	・意見内容
	・理由